葉巻たばこ	Don Duarte Clasico Intermedia Coronita	127㎜　1本	ニカラグア	1,000円	1,100円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Clasico Intermedia Ancho	102㎜　1本	ニカラグア	1,300円	1,400円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Reserva Short	114㎜　1本	ニカラグア	1,100円	1,200円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Reserva Coronita	127㎜　1本	ニカラグア	1,200円	1,300円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Reserva Ancho	102㎜　1本	ニカラグア	1,400円	1,500円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Reserva Robusto	127㎜　1本	ニカラグア	1,300円	1,400円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Pepin Garcia Black 1979	127㎜　1本	ニカラグア	1,100円	1,200円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Clasico Intermedia Short	114㎜　1本	ニカラグア	900円	1,000円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Clasico Intermedia Corona	140㎜　1本	ニカラグア	1,000円	1,100円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Clasico Intermedia Robusto	127㎜　1本	ニカラグア	1,100円	1,200円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Clasico Intermedia Churchill	180㎜　1本	ニカラグア	1,400円	1,500円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Pepin Garcia Blue Delicias	178㎜　1本	ニカラグア	1,400円	1,500円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Pepin Garcia Blue Fundadores	191㎜　1本	ニカラグア	1,500円	1,600円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Don Duarte Clasico Intermedia Cazador	140㎜　1本	ニカラグア	1,300円	1,400円	22. 11. 1
葉巻たばこ	El Rey De Los Habanos Corona	140㎜　1本	ニカラグア	1,000円	1,100円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Tatuaje Petite Tatuaje	114㎜　1本	ニカラグア	800円	900円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Tatuaje Noellas	130㎜　1本	ニカラグア	1,200円	1,300円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Tatuaje Regios	140㎜　1本	ニカラグア	1,500円	1,600円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Tatuaje H VI Angeles	117㎜　1本	ニカラグア	900円	1,000円	22. 11. 1
葉巻たばこ	Tatuaje H VI Nobles	127㎜　1本	ニカラグア	1,200円	1,300円	22. 11. 1

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第１号の規定により公告する。

記

１．商号　アンツ・アセットマネジメント株式会社

２．本店所在地　名古屋市中区栄三丁目２番３号

３．登録番号　東海財務局長（金商）第101号

４．登録年月日　平成19年12月５日

５．行政処分の年月日　平成22年10月26日

平成 22 年 11 月８日

東海財務局長　坂本　正喜

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 11 月８日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年10月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和シヤッター工業株式会社　代表取締役　木下　和彦　東京都板橋区新河岸２－３－５　国土交通大臣許可（般―19）第22214号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における建具工事業に関する営業

（注１）「建具工事業に関する営業」とは、注文者から建具工事を請け負う営業をいう。

⑵　期間

平成22年11月９日から平成22年12月８日までの30日間

４　処分の原因となった事実　三和シヤッター工業株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成19年10月１日以降、近畿地区における特定シャッター等について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにすることにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成22年６月９日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、課徴金納付命令についてはこれを不服として審判請求しているが、排除措置命令については当該命令が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。